

暮らし豊かに 役立つページ

改正保険業法 悪徳業者排除のはずが

互助会、共済 次々解散



各地で互助会の適用除外を訴える懇話会のメンバー (東京都内の衆院議員会館で)

改正保険業法によって、互助会は廃業するか、二保険会社の「少額短期保険業者」として登録するかの選択を迫られるところになった。選択の期限は来年3月末だ。

福田さんは「私たちのような善意の互助会は、法の適用対象外にしてもうしか解決策はない」と、適用除外を認める議員立法に期待をかける。

●400団体に影響

日本労働者山岳連盟など4団体でつくった「共済の今日と未来を考える懇話会」(事務局・東京都新宿区)によると、子供のけがに備えたPTA互助会など、全国には400近い互助会や助け合い共済があるが、4割近く

がかかるで膨大な費用がかかるてしまう」と大手保険業者を利用するだけになりかねない法改正を問題視する。

規模な助け合い組織も適用対象となつたため、同互助会は廃業するか、二保険会社の「少額短期保険業者」として登録するかの選択を迫られるところになった。選択の期限は来年3月末だ。

福田さんは「私たちのような善意の互助会は、法の適用対象外にしてもうしか解決策はない」と、適用除外を認める議員立法に期待をかける。

昨年4月に施行された改正保険業法の影響で、當利目的ではない助け合い組織の互助会や共済が次々に解散に向かっている。通常の保険に加入できず、仲間の支え合いで入院費などを貯ってきた障害者の家族らは「弱者の助け合い組織をつぶさないでほしい」と、法の適用除外を求めている。

【小島正美、写真も】

掛け金が維持費に消え

に、法改正で膨大な費用がかかるてしまうと大手保険業者を利用するだけになります。

●「障害者いじめ」問題視する。

「なぜ、こんなおかしな障害者いじめの法律ができるしまったのか」と

元できる利点がある。ところが、昨年4月に施行された改正保険業法で、今後の運営には10

00万円以上の資本金や複数の保険専門スタッフの設置などが必要になつた。福田さんは「法律改正で求められるミニ保険会社的な組織だと、掛け金の多くが組織維持費に消耗してしまい、従来のような十分な給付ができるなくなる」と話す。

保険業法の改正は、オレンジ共済事件など共済を悪用したマルチ商法的な悪徳業者を排除するの

くは解散に追い込まれて

いる。解散した互助会の中には、米国の保険会社と団体契約するところも出てきている。

●救済措置訴え

共済問題に詳しい本間照光・青山学院大学経済学部教授は「法改正でこんな悲惨な結果を招くことは思つてもみなかつた。そもそも改正しなくとも

悪徳共済業者を取り締まることはできた」と、救済措置の必要性を訴えている。

同互助会の会費は年間1万2000円。障害者の会員が入院した場合に付き添い費用も賄えるよう、1日8000円を90日間まで支払ってきた。

専任スタッフ1人のほかは、半ばボランティアで運営しているため、年間運営費は500万円以下で済み、集めた会費の7

00人にもその一つ。「これまで親たちがボランティアで運営してきたために、十分な給付ができるのに、法律改正でそれができなくなつた。今の貯